

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、平成26年度包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成28年1月8日

奈良県監査委員	江	南	政	治
同	岸		秀	隆
同	小	泉	米	造
同	清	水		勉

監査の特定事件（テーマ）

奈良県の農業振興事業に関する財務事務について

平成26年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について

【監査の結果及び意見一覧】

局・課・(室)名	頁	監査結果 / 監査の結果に添える意見	措置内容等
		第3. 川上から川下まで	
		3. 全体意見	
		(1) 川上から川下までの全体計画について	
農林部企画管理室	38	① 当初の構想案と現在の施策体系の分析結果（意見） <p>県の施策体系は、県の農業生産物を食へつなげようという、「5つの構想案」の構想をもとに策定されているものと推定される。 しかしながら、現在の県農業の施策体系を明らかにした「主な政策集」の中で施策の連携の状態は明らかでなく、また、その施策は毎年見直しが行われるものである。 このように、「5つの構想案」に対応する全体的な施策体系図を「主な政策集」が保有していない中、県の農業施策間で効果的な連携が図られているかを分析したところ、問題と思われる事例がある。</p>	<p>県の農業政策全般についての体系的な中長期計画というものは、現在のところないため、「5つの構想案」及び毎年見直しが行われる「主な政策集」により、施策を進めてきたところ。 現在、県が今後目指すべき農業政策に関する中長期的な計画であり、農業全般についての施策体系を明らかにした「（仮称）奈良県農・畜産・水産業の振興と農村の活性化に関する基本条例」及び同指針を策定する予定で事務を進めている。 今後は、この条例及び指針に基づき農業施策間で効果的な連携が図れるよう施策を推進していきたい。</p>
	41	② 中長期的計画の策定及び食と農の連携について（意見） <p>農林部において食の施策を実施している以上、当初の構想案を改めて見直し、食と農の連携をより強化するとともに、当初の構想が達成されているかを確認できるよう、中長期的な計画を定めて、その実現のためのPDCAサイクルを構築すべきであると考えます。</p>	<p>県では、行財政運営のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）を構築し、施策等の改善を重ねており、それらの結果を「主な政策集」や「重点課題に関する評価」等で報告しているところ。 また、中長期的な計画については、平成28年度末に「（仮称）奈良県農・畜産・水産業の振興と農村の活性化に関する基本条例」を制定する予定であり、平成29年度には指針を策定する予定で事務を進めているところ。</p>
		(2) 農業産出額を高めるための効果的なブランド戦略について	
農業水産振興課	44	③ 告知の強化及び認知度の継続的な測定について（意見） <p>大和野菜に関しては、紙面による完全乱数抽出方法という比較的精度の高い調査方法をもってなお高い認知度があるが、「地の味 土の香」及び「奈良県の環境にやさしい農業シンボルマーク」のブランドについてはインターネットのみによる限定的な調査方法によっても、なお低い認知度となっていた。 ブランドについてはまずは認知される必要があるため、認知向上のための積極的な施策を図るとともに、以後のブランド戦略に役立てるため、定期的に認知度を調査する必要がある。</p>	<p>環境にやさしい農業シンボルマークの認知向上のため、有機野菜等生産拡大事業において、各種PR活動に取り組んでいるところ。平成27年度に於いては、PR用グッズ（エコバッグ、クリアファイル、パンフレット等）の配付、デジタルサイネージによるPRなどを実施している。このほか、エコファーマーフェア等のイベント開催も予定している。 大和野菜については、平成26年度統計課実施の県民アンケートを活用し調査したところ。また、新聞、雑誌、テレビなどにも取り上げていただく機会も多く、認知度は徐々に上がっていると考えている。</p>
	44	④ ブランド戦略展開について（意見） <p>県には相当程度の認知度がある「大和野菜」というブランドが存在することから、「大和野菜」を中核に据えたブランド戦略展開が、奈良県の農業産出額を増加させるために効果的ではないかと考える。</p>	<p>大和野菜については、奈良県の特産品として特徴をアピールできる野菜であり、振興してまいりたい。また、リーディング品目、チャレンジ品目を中心として、さらに生産から販売まで一気通貫した指導により奈良県産農産物のブランド力の強化に努める。</p>
		4. 川上に関する事業に係る監査の結果及び意見	
		(1) 大和野菜首都圏展開事業／生産流通支援事業	
農業水産振興課	47	② 事業の未実施について（結果） <p>当事業のうち、コーディネーターの設置を目的とした生産流通支援部分について、事務が遅延した結果として当事業の実施が困難となり、未実施となっていた。 事業の実施にあたっては事前の準備及び十分な注意が必要であったと考える。</p>	<p>今後は、事業の実施にあたっては事前準備を十分に行う。</p>

局・課・(室)名	頁	監査結果 / 監査の結果に添える意見	措置内容等
	48	<p>③ 事業成果達成に向けた取組みについて（意見）</p> <p>大和野菜首都圏展開事業のPDCAサイクルの成果指標には、大和の伝統野菜のひとつである大和まなの首都圏への出荷トン数を用いている。</p> <p>実際、大和高原地域では大和まなの生産量は年々増加傾向にあるものの、首都圏への目標出荷量が4tに対し、実績が0.944tと少ないことから、目標を達成するため、県として首都圏における販路開拓の推進と生産者への生産拡大に向けた取組みについてより一層努力する必要がある。</p>	<p>大和野菜の首都圏における需要喚起については、今後とも繰り返し取り組むことが重要であるとともに、県内生産者へのこの取組に対する理解について周知する。</p>
農業水産振興課 マーケティング課	48	<p>④ 代替事業及び実施方法の検討について（意見）</p> <p>大和野菜首都圏展開事業とは別に、首都圏流通促進支援事業が存在するが、川下のターゲットを首都圏に絞っている点では同一であり、事業の流れとして積極的な連携を図ることが理想的である。</p> <p>生産流通支援事業は未実施のまま終了しているため、今後は、当事業に替わる事業を実施するか、首都圏流通促進事業に当事業の趣旨を取り入れ、施策の効果が相乗的に期待できるような事業の実施方法の検討が求められる。</p>	<p>「首都圏流通促進支援事業」は、平成27年度から「首都圏における県産農産物評価向上支援事業」として、県内生産者の首都圏への県産農産物の出荷・配送に対する支援を追加した。このことについては、現場に密着している普及指導員が生産者に事業周知や助言をしており、今後とも大和野菜等の生産から流通、販売への支援体制の確立に向け努力していく。</p>
		(2) 高級大和茶生産販売促進事業／リーフ茶消費促進事業	
農業水産振興課	51	<p>② 補助経費の報告漏れについて</p> <p>リーフ茶消費促進事業にかかる実績報告書を開覧したところ、往復新幹線回数券計18枚の経費の報告及びこれを購入した領収書の写しの添付があり、かつ旅程上合計9泊しているとされているものの、宿泊した9泊分の領収書及び宿泊料の事業実績報告が一切なかった。なお、宿泊費は補助対象経費である。また、事業の交付申請の事業総額は685,600円、完了報告による実績の事業総額は694,550円であった。</p> <p>ア) 団体の費用実績の報告漏れについて（意見）</p> <p>補助要綱第4条に従い、団体は当初交付申請の際に、10泊分8万円の宿泊費を申請しており、県はこの申請に基づいて補助金額を決定している。この場合、団体は申請をしている以上、補助要綱第9条に従い事業完了報告においても実際に事業に要した宿泊費について県に報告する必要があるところ、先述のとおり、団体は宿泊費について一切報告していなかった。</p> <p>宿泊費を含めた場合、交付申請の事業総額を大幅に上回るため、宿泊費の報告は不要と団体側で判断したものと考えられるが、判断として望ましいものではないと考えられる。</p> <p>補助金交付を受けた団体に対し、収支報告に係る指導を徹底する必要がある。</p>	<p>費用実績の報告漏れがなく、実績報告を適切に行うよう団体に指導した。</p>
	51	<p>イ) 県の実績報告の遺漏の看過について（意見）</p> <p>県事業課は団体から事業実績報告を受けた際に、宿泊した際の費用の報告の遺漏に気づかなかったが、事業シフト表の旅行日程から報告上は9泊しているのは明白であること、また当初申請されていた宿泊費の実績報告が一切ないことから、注意していれば、その時点で費用の報告漏れに気づくことができたものと考えられる。</p> <p>完了確認に際して、交付申請書との整合性について特段の注意を払う必要があったと考えられる。</p>	<p>事業完了検査においては、今回の事例を踏まえ、申請された書類と比較し、特段の注意をもって完了確認をすることとした。</p>

局・課・(室)名	頁	監査結果 / 監査の結果に添える意見	措置内容等
	52	<p>ウ) 団体の証拠書類の未保管について (意見)</p> <p>今回の外部監査を受けて、県を通じてさらに先方に問い合わせた結果、宿泊したホテルが発行したとされる「宿泊証明書」の写はすべて提出されたため、出張の事実があったものと認められる。しかしながら、領収書の現物を追加で徴求したところ、9泊中3泊は現物が提出されたものの、残る6泊分の領収書については最終的に提出がなかった。</p> <p>なお、団体の収支報告書では、宿泊費用は費用として計上されておらず、領収書も保存していなかった。</p> <p>補助事業に要した経費の領収書等はすべて保管しておくべきである。</p>	<p>補助事業に要した経費の領収書等はすべて保管するよう、団体に指導した。</p>
	52	<p>③ 事業報告書の適切な記載について (意見)</p> <p>2月20日から23日にかけて東京で実施されたリーフ茶試飲会に関して、参加者数の記載がなかった。</p> <p>これについて、補助事業団体側は、主催した回は参加人数が把握できなかったと回答しているとのことである。</p> <p>補助金の交付を受けて事業を行っている以上、補助事業がどのように行われ、どのような成果があったかを把握する必要があり、実績報告を適切に行う必要がある。</p>	<p>補助事業であるので、参加人数を含めて実績報告を適切に行うよう、団体に指導したところ。</p> <p>事業完了検査においては、今回の事例を踏まえて、特段の注意をもって検査をすることとした。</p>
		(3) 主要農作物生産改善対策事業	
農業水産振興課	54	<p>② 経費の二重報告について (結果)</p> <p>団体が作成している収支報告書と、県に提出している事業実績報告書を照合したところ、種子更新対策費が8,850円、県に提出している事業実績報告書のほうが多く記載されていた。</p> <p>これは、団体側で平成24年度の年度末日付近で費用計上をしたが平成25年度に入ってから支払を行ったものについて、団体の担当者が事務を誤り、両事業年度にわたって補助事業に要した費用として報告していたものである。</p> <p>費用計上と支出のタイミングが期をまたぐ場合、地方自治法施行令第143条第1項第4号では「補助費の類で相手方の行為の完了があった後に支出するものは、当該行為の履行があった日の属する年度」と定めているため、当該案件に関しては、平成24年度の費用とするのが正しく、平成25年度の実績報告が過大となっている。</p> <p>事業課は完了検査において収支の確認をしていたものの、当該事象に気づけなかったため、完了検査の確認時には特段の注意が必要である。</p>	<p>団体作成の事業実績報告書について、年度末日付近で費用計上をしたが翌年度に入ってから支払を行ったものについて、両事業年度にわたって補助事業に要した費用として誤って報告していた事例がみられたことから、事業実施団体に対して、「補助費の類で相手方の行為の完了があった後に支出するものは、当該行為の履行があった日の属する年度」であることを改めて周知し、適正な事務執行に努めるように指導したところ。</p> <p>事業完了検査においては、今回の事例を踏まえて、特段の注意をもって検査をすることとした。</p>
		(4) 低コスト省力 超簡易ネットハウス導入推進事業	
農業水産振興課	56	<p>② 事業見込みについて (意見)</p> <p>事業は3か年計画であったが、当初設定した目標に対する実績が、初年度は上回ったものの2年目以降は計画を下回り、特に最終年度の3年目の実績は計画に対して面積で33%、執行額で27%の低調で終了した。</p> <p>研究開発された新規技術の早期の導入促進支援を目的とした補助事業であったが、必要な需要量の算定が甘かったと考えられる。</p> <p>今後、事業目標及び予算額の設定においては綿密な算定をすることが望まれる。</p>	<p>本事業については、ほ場の立地、形状や、借地地主の了解が得られないなど、算定期間に想定できなかった設置困難な事情が発生したことから、結果的に必要需要量の算定が甘くなってしまった。本事業については既に終了しているが、今後、研究開発された新技術を導入する同様の支援については、これまで以上に、各農林振興事務所担当者より、現場の詳細な情報を収集し、計画的な導入と、より綿密な算定を行うこととする。</p>

局・課・(室)名	頁	監査結果 / 監査の結果に添える意見	措置内容等
		5. 川下に関する事業に係る監査の結果及び意見	
		(1) 奈良フードフェスティバル開催事業	
マーケティング課	58	② 事業成果指標の設定について（意見） 当該事業は、農林部による事業評価での成果指標としては「フードフェスティバル1日あたりの来場者数」が設定されているが、さらに県産農産物の消費拡大を強く推し進めるため、例えば、県産農産物を利用したメニューの販売額等の指標を設定する、あるいは、県産農産物に関するアンケート結果を指標として設定することがより適当ではないかと考える。	本事業は、奈良の美味しい「食」の創造と発信のため、多くの方に奈良の美味しい「食」を楽しんでもらうことを目的としており、成果指標として「1日あたりの来場者数」を設定している。 なお、平成27年度から、フードフェスティバルの来場者アンケートに「県産食材の使用頻度」などの項目を設定した。今後、アンケート結果を確認し成果指標の設定について検討する。
	58	③ 自己努力の促進について（意見） 当事業補助金の予算額は、過年度の開催実績による収支状況をもとにイベントの収支を積算し、収支バランスが取れる範囲で決定されている。 今後は、県の補助だけではなく、協賛金や自立的に運営できる体制の確立等による自主財源の確保を図ることを進めていくべきである。	本事業は、フードフェスティバルの開催する実行委員会に対して補助金を交付している。 当該実行委員会が財政的にも自立して実施していくのが望ましいと考えるため、今後、自主財源の確保など関係機関と協議を行っていききたい。
		(2) 食と農のプロモーション事業 / 「にぎわい味わい回廊」開催	
マーケティング課	60	② 人件費の確認について（意見） 補助金により人件費の一部が負担されている。補助金の交付先から入手した平成25年度収支計算書によれば、人件費の合計は単価×人数×日数となっているが、発生した人件費の頭数は口頭による報告を受けているのみであり、実際に当該イベントに関与したかどうかの確認が不十分であると考える。 人件費は、それが発生した事実を客観的に確かめることが難しいため、補助金交付先に、イベントスタッフ等の出席者等報告を添付させることで、それを確認することが望ましい。	「にぎわい味わい回廊」開催補助事業は、平成26年度をもって終了した。 平成26年度の事業実績の確認では、補助金交付先にイベントスタッフの出席者報告を添付させ、それを基に人件費を確認するなど、事業の趣旨に沿った手順で確認し、適切に精算を行った。 また、補助先の団体はNPO法人であり、人件費及び旅費については有償ボランティア的な位置づけとなっており、実費弁償的な設定とも異なる。出店料及び補助金の収入に見合う範囲内で設定された単価であると確認した。
	61	③ 人件費の単価の根拠について（意見） 人件費について1日当たり単価は5,000円、旅費について1日当たり単価が2,000円として計算されている。 しかしながら、これらの単価の設定根拠が明確ではない。県職員の旅費規程等を根拠に設定する等の方法を検討することが望ましい。	
	61	④ 事業成果指標の設定について（意見） 「食と農のプロモーション事業」では、「にぎわい味わい回廊」開催の他、パンフレット作成等の「情報発信強化」、「奈良まほろば館等でのプロモーション実施」も行っているが、農林部によるPDCAサイクルの事業評価では「メディア掲載数」を成果指標として設定している。これは、「奈良まほろば館等でのプロモーション実施」に特化した成果指標と考えられる。 複数の内容の事業が同一の事業で行われる場合は、それぞれの事業内容に即した指標を設定することが望ましい。	「食と農のプロモーション事業」は、奈良の美味しい「食」の創造と発信のためプロモーション活動による情報発信を行っており、従前より「メディア掲載数」を成果指標としてきた。 当該事業は、平成27年度より「首都圏での大和野菜等販路開拓事業」に統合されたため、改めて成果指標を設定していない。
	61	⑤ 県農業との関連性について（意見） 「奈良にぎわい味わい回廊」事業補助金交付要綱によれば、「奈良県の魅力を「農」や「食」の面から発信し、より一層「農」と「食」の振興につなげるため」という趣旨は定められおり、実際に開催されたイベントでも「西吉野柿フェア」として奈良県産農産物をPRするための催しも開催されている。 当該事業は観光事業としての側面も強いため、今後、県農業との関連をより深いものとした事業とすることが適当と考える。	「奈良にぎわい味わい回廊」は、生産者・飲食店・メディアなど多角的に連携し、奈良の「食」と「農」の魅力を広く発信することを目的としている。 このため、県庁前回廊でのイベントによる情報発信を行うものであり、奈良を訪れる観光客への奈良の「食」のPRという観光面の効果もある。 奈良県の「農」を基本とした「食」の魅力をプロモーションすることにより、一体となって観光客の誘致につながるものと考ええる。

局・課・(室)名	頁	監査結果 / 監査の結果に添える意見	措置内容等
		(3) 「奈良のうまいもの」づくり事業／「奈良のうまいもの」PR・開発支援事業	
マーケティング課	64	② 県農業との関連性について（意見） 「奈良のうまいもの」づくり事業は奈良県農業の振興についても一部関係してきたものの、母体組織の自主的な運営への移行が確認できたため平成25年度で終了し、以降は、他のプロモーション事業等でのPRやブランド向上に移行している。 当該事業については、当初より県産農産物の生産振興及び利用促進と「奈良のうまいもの」づくりの関連性を重視する等、奈良県農業との関係性についてもしっかりと検討する必要があるものと考えられる。	本事業は、平城遷都1300年を契機とした新たな名物料理づくりとして、平成20年度よりメニュー開発を行い、平成25年度に所期の目的を達成したため終了した。 第1弾の「創作料理7品」については、県農業との関係性が明確でなかったため、第2弾「郷土・特産品料理」以降、第3弾「お菓子」、第4弾「弁当」のカテゴリーにおいては、県産農産物等の活用を要件とし、県産農産物の利用促進とブランド力の向上を目指したところ。
		(4) 眺望のいいレストラン支援事業	
マーケティング課	65	② 県産農産物の活用推進について（意見） 「眺望のいいレストラン」公募要領では、＜認定基準＞として『奈良で生まれた食材を活かし、質の高い料理を提供している。』ことが記載されているが、審査基準においては、県産農産物の使用の有無は問われていない。また、認定レストランには、県産農産物を使用したメニューを一定期間提供することを依頼しているが、県産農産物の振興という観点からは副次的なものであると考えられる。 県産農産物をアピールするために、審査基準で県産農産物の活用を条件に加える等を検討することが望ましいと考える。	本事業は、奈良らしい景観を活かし、本県への誘致促進にも効果的であるため、その認定と支援を行うための認定基準を設定している。 認定基準を変更することは、既に認定している店舗と新たに認定する店舗で不平等が生じるため、慎重に検討したい。なお本事業は、定期的に県産農産物を使用したメニューフェアを実施し、活用推進の取り組みをしている。
		(5) 美味しい奈良のメニュー普及促進事業	
マーケティング課	68	② 継続事業の検討の必要性について（意見） 美味しい奈良のメニュー普及促進事業は県産食材を活用した汎用性のある美味しい料理メニューをレストランや一般消費者へ発信することで、県産農産物の需要喚起を目的とした事業であり、いわば「食」と「農業」のマッチングを目的とした事業である。 同事業は当初目的が達成されたとして、平成25年度末をもって廃止となったが、継続的に県産農産物の食（最終消費）への連携があればより効果的であったと考えられる。	本事業は、県産食材を活用した30品目、96メニューを開発し、「美味しい奈良のレシピ」としてPR冊子及びHPを作成し平成25年度に終了した。 また、本事業以外にも、県産食材を活用したメニューは、県内に毎月全戸配付する「県政だより奈良」において、家庭でできるレシピを掲載し、県政情報番組で映像でも紹介している。 なお、本事業により収集した情報は、今後も、関係機関や団体と連携して活用を図り、引き続き県産農産物の利用拡大を推進する予定である。
		(6) 美味しい奈良の「食」マッチング事業	
マーケティング課	71	② 後続の事業の検討の必要性について（意見） 美味しい奈良の「食」マッチング事業は、シェフと生産者を直接マッチングするという、県産農産物の需要喚起を目的とした事業であり、いわば「食」と「農業」のマッチングを目的とした事業である。 同事業は事業効果が低いとして、平成25年度末をもって2年で廃止となったのみならず、後続の事業が実施されていない。 当該事業については新たな実施方法を検討した上で事業継続が検討されるべきであったと考えられる。	本事業は平成25年度に終了し、後続事業等は設定されなかったが、生産者と実需者を繋ぐ活動については、同事業により収集した情報を活用するなどして継続して実施している。 なお、平成27年度より、「大和野菜等県産農産物の実需売り込み事業」を実施している。これは、大和野菜等県産農産物の利用拡大のため、ホテル・飲食業にサンプルを売り込むことにより、食材導入やメニュー開発を促進する事業である。今後も、関係機関や団体と連携し、引き続き県産農産物の利用拡大を推進する予定である。
		(7) なら食のギフト推進事業	
マーケティング課	73	② 販売実績について（意見） 販売実績の状況に鑑みると、当該事業の成果は十分には表れていないと考えられるが、当該事業は、平成26年度まで委託事業として継続され、その後少なくとも2年間は受託事業者単独で業務を行うこととされている。 平成27年度以降、県からの委託費の支弁は行われないものの、引き続き、県も当該事業に関与することが予定されており、事業成果が出るよう、委託先と協働して事業に取り組むことが望まれる。	本事業については、平成27年度以降も、「なら食のギフト推進業務」の推進に関する協定に基づき、販売PR活動や新たな商品企画を事業主体である奈良テレビ放送（株）と連携して取り組む。 なお、県は、平成27年度に開設した「ふるさとマーケット奈良」（インターネットショッピングサイト）においても「なら食のギフト」を販売している。

局・課(室)名	頁	監査結果 / 監査の結果に添える意見	措置内容等
	74	③ 事業成果指標の設定について(意見) 農林部による事業評価では、主要指標として「取り扱うアイテム数」を設定し、「食」のギフト商品化の促進の状況を測定している。また、PDCAサイクルの成果指標として「提供する販売方式数」を設定しており、選べるギフト(カード)方式、カタログ方式、ウェブ販売方式の3方式の販売方法で取り組んでいると評価されている。現状の指標設定の考え方もありうると考えられるものの、適切に事業の効果を評価するためには、例えば販売額等を指標として用いることが望ましいと考えられる。	主要指標は、奈良の「食」ギフトの開拓のために設定し、成果指標は、消費者ニーズに幅広く対応できるように設定したところである。ご指摘のとおり、販売額や取扱品目等の指標の検討も考えられる。 なお、平成26年度をもって本事業を終了したため、今後は事業評価の対象ではないが、引き続き事業効果の把握を行うため、販売額等の把握を行っていく。
		(8) 東京における県産食材レストラン調査検討事業(緊急雇用)	
マーケティング課	76	② 事業計画の妥当性検討の必要性について(意見) 県のレストランの基礎調査における計画は、あくまでレストラン出店調査業務を委託された受託事業者による試算であるが、その妥当性には慎重な判断を要し、実際にレストランを運営することになる事業者を選定する際には、事業計画の実現可能性を十分に吟味し、その後の事業を進めることが望ましいと考える。 なお、当初想定したとおりの実績とならなかった場合に備えて、運営事業者との間で、損益分担、責任分担、リスク分担等について、明確に定めておくことが望ましい	当該運営事業者については、平成27年3月プロポーザル方式(公募型)により選定した。その選考過程において、事業計画を記載した技術提案書の提出を求め、その実現性について十分な審査を実施した。 また、損益分担、責任分担、リスク分担等については、決定に至った運営事業者との契約書の中で責任分担について明確に定めた。
		(9) 首都圏流通促進支援事業	
マーケティング課	80	② 事業成果指標の設定について(意見) 受託者から品目毎の出荷状況の報告を受けているが、事業の成果を適切に把握するためには、目標となる出荷量、販売量、販売金額等を設定し、目標の達成に向けた進捗度をモニタリングすることが有用であると考ええる。 農林部によるPDCAサイクルの事業評価では、該当事業の主要指標、成果指標として、「首都圏で大和野菜を取り扱う仲卸業者数」、「東京市場への配送回数」が設定されているが、例えば、当該事業におけるトラック便の配送による販売額等を成果指標として設定することが、より効果的であると考ええる。	本事業は、首都圏圏での大和野菜等県産農産物の販路開拓を行うため、平成24年度から実施している。販路開拓には、県産農産物を扱う仲卸業者数を増加させることが必要であるため、事業成果の主要指標として設定している。 今後は、奈良県の農業生産規模、首都圏までの配送料金、生産者の所得確保を考えると、継続的に高品質なものを配送することが重要であると考ええる。よって、指標として販売量やkg当たり単価など品質を数値化できる指標の設定を検討する。
		(10) 農産物直売所支援事業	
マーケティング課	82	② 効果的なブランド活用について(意見) 効果的なブランド活用を行うために、例えば、「奈良県産の農産物」を扱う店舗に関するブランドを、直売所と一般小売店に共通のものとするなど、ブランドの共同活用等を検討することが有用ではないかと考える。また、「奈良県産の農産物」を表章する統一的なブランドがあれば、なお一層の効果があるのではないかと考える。	一般小売店は全国から農産物を仕入れ、一定量は奈良県産の農産物を扱っていると推測される。一方、直売所は、主に地元生産者の農産物を扱い、「奈良県産の農産物」を扱う店舗である。 その直売所の中でも、県と協働して地域の活性化に取り組む直売所のブランド名を「地の味 土の香」としている。 現在の各ブランド名は、個々の目的別に設定してPRをし、県民の認知度が高まっている経緯もある。統一的なブランド設定は混乱を招く恐れがあり、現実的ではないと考える。
		(11) おいしい奈良産協力店拡大推進事業	
マーケティング課	84	② 事業成果指標の設定について(意見) 農林部によるPDCAサイクルの事業評価では、成果指標として「なら産彩キャンペーン回数」を設定している。 しかしながら、奈良県産農産物の生産額を増やすことが最終的な目標と考えるならば、例えば各協力店舗における奈良県産農産物の販売額を成果指標として設定し、協力店舗が増え、キャンペーン回数が増加した結果、奈良県産農産物の販売額の増加、という観点で評価することが、より効果的であると考ええる。	本事業については、主要目標を「おいしい奈良産協力店登録店舗数」と設定し、成果目標として登録店舗のPR活動を設定している。 今後、各店舗での細かい販売実績を加味し、奈良県産農産物の生産額を増やす目標に沿った指標で評価を行うことを検討したい。

局・課・(室)名	頁	監査結果 / 監査の結果に添える意見	措置内容等
	84	<p>③ ブランドの設定目的について（意見）</p> <p>農林部による事業評価では、主要指標として「おいしい奈良産協力店登録店舗数」を設定している。</p> <p>おいしい奈良産協力店は、当初、奈良県内の小売店に限定していないようであったが、県が作成するパンフレット等によると、地産地消に取り組む奈良県内スーパーマーケット等が対象となっていると懸念されるため、当初の目的と乖離しつつあるのではないかと懸念される点がある。</p> <p>一方で、東京の奈良県直営のアンテナショップ「まほろば館」では、当該事業で定めているブランドである「なら産彩」ののぼりを使用しており、地産地消を進める目的とは異なる使い方をされていると思われる。</p> <p>今後、「なら産彩」について、ブランドを設定した目的を再認識するとともに、「なら産彩」というブランドの効果的な活用方法について整理することが望ましい。</p>	<p>「おいしい奈良産協力店」については、「県内のスーパーマーケット等と連携して地産地消を推進する」ことを事業の目的としており、当初より県内のスーパーマーケット等に対して認定し、「なら産彩」の販促グッズの利用を許可してきた。また、県外の店舗に関しては、地産地消の観点からは「おいしい奈良産協力店」に認定することはできないが、奈良県産農産物のPRの役割を担う「応援団」と位置づけ、「なら産彩」の販促グッズの設置を許可してきた。</p> <p>今後は、「なら産彩」ブランドの設定目的を明確にするとともに、適切な使用方法について検討を行う。</p>
		第4. 担い手の育成と農村地域の活性化	
		4. 全体意見	
		(1) 耕作放棄地の解消計画について	
担い手・農地マネジメント課（旧地域農政課）	106	<p>② 計画的な耕作放棄地解消の必要性について（意見）</p> <p>公益財団法人なら担い手・農地サポートセンターが農地中間管理機構として、県における農地集積の中心的な役割を担っていくためには、県の目標とする農業産出額に基づき必要となる農地の総量を算出し、これを充足するに足る耕作放棄地解消目標を掲げるとともに、今後の10年間の計画を年度計画に精緻化して、県とも一体となって進めていく必要があり、さらには、市町村、市町村農業委員会とも連携していく必要がある。</p>	<p>農地中間管理事業の実施にあたっては「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」に農地集積目標を設定し計画的に推進しており、農地の有効利用が進み耕作放棄地の解消にも有効と考えている。また、農地中間管理機構、県、市町村及び市町村農業委員会がそれぞれの役割を着実に遂行しており、関係機関が連携して一体となって取り組んでいるところ。</p> <p>耕作放棄地解消目標について意見の趣旨を踏まえ、現在策定に向けて準備を進めている「（仮称）奈良県農・畜産・水産業の振興と農村の活性化に関する基本条例」及び同指針の中での検討を含め、設定を検討したい。</p>
	108	<p>(2) 財団法人奈良県農業振興公社（現：公益財団法人なら担い手・農地サポートセンター）と県の事業分担について（意見）</p> <p>農業人材活用事業等は、質的な意義も高いものであると考えられることから、財団法人奈良県農業振興公社で小規模に継続するのではなく、県及び同公社は継続的に見直しを行い、今後の事業の在り方について目標を設定し、適切に管理していくべきものであると考える。</p> <p>また、農地中間管理機構として、同公社と県の役割分担について整理を行うべきであると考えられる。</p>	<p>本事業は、スキルを有する高齢者を県内の産地に派遣することにより高齢者雇用を促進し、産地の人手不足を解消することを目的として、なら担い手・農地サポートセンターにおいて試行した。試行段階において一定の成果があったが、課題も明らかになった。今後、民間ノウハウの導入などより効果的な実施方法を検討する。</p> <p>なお、農地中間管理事業の推進については、農地中間管理機構（なら担い手・農地サポートセンター）と県が役割を分担し、連携協力して推進しているところ。</p>
		5. 意欲ある担い手育成・確保支援事業に係る監査の結果及び意見	
		(1) 担い手育成・確保の目標設定及び達成状況について	
担い手・農地マネジメント課（旧地域農政課）	109	<p>① 当初の「戦略目標」の未達について（意見）</p> <p>本来、県が「戦略目標」として掲げた認定農業者数1,800人を達成するという目標値に対して毎年度の「取組目標」が設定されるべきであるところ、県では「戦略目標」と「取組目標」との間に根拠のある十分な関連づけがなされてこなかったといえる。</p> <p>また、現状の施策体系は、新規就農者の確保・育成のための施策は充実した内容となっている一方で、農業経営発展に向けた支援に対する施策については、予算規模・実績ともに小さい。認定農業者並の農業者を認定農業者へ押し上げるための重点的な施策の実施が望まれる。</p>	<p>農業振興の基本方針を定める「（仮称）奈良県農・畜産・水産業の振興と農村の活性化に関する基本条例」及び同指針を検討する中で戦略目標、取り組み目標を設定する。</p> <p>また、農業経営発展に向けた支援については、施設や機材の整備・充実のため、政策金融公庫等の制度資金や国庫補助事業を活用して農業経営の発展段階に応じた支援を行っている。今後も引き続き継続的に実施するとともに、施策の充実に努める。</p>

局・課・(室)名	頁	監査結果 / 監査の結果に添える意見	措置内容等
	110	<p>② 認定農業者数の目標と農業振興の方向性との関連性について(意見)</p> <p>中長期的に、認定農業者、認定農業者以外の農業者、新規就農者及び農業法人が担っていく農業産出額を設定した上で、そこから必要な人数を割り出して「戦略目標」として設定し、それを達成するための「取組目標」及び必要な具体的な施策を導き出すことこそ必要と考える。</p>	<p>今後、「(仮称)奈良県農・畜産・水産業の振興と農村の活性化に関する基本条例」及び同指針を検討する中で農業産出額や認定農業者等の目標設定を検討する。</p>
		(2) 人・農地プラン作成支援事業	
担い手・農地マネジメント課(旧地域農政課)	112	<p>② 事業の実施状況について(意見)</p> <p>人・農地プラン作成支援事業の中でも金額的に大部分を占めているのが、地域農業支援組織連携強化活動(予算額15,000千円)であるが、平成25年度においては実績がない。</p> <p>中心的経営体への農地集積をより加速化していくためには、地域連携推進員を用いた人・農地プラン作成の更なる推進が求められるが、そのためには県と市町村の連携を強めて計画的に候補者を選定するとともに、定期的な雇用条件の見直等が望まれる。</p>	<p>地域連携推進員については、適切な人材を把握できていないのが現状であるが、国庫補助事業を活用して人材の発掘に努めているところ。引き続き人・農地プラン作成を支援するため、県と市町村が連携して取り組んでいく。</p>
		(3) 農地集積協力金市町村補助事業	
担い手・農地マネジメント課(旧地域農政課)	115	<p>③ 事業成果指標の設定について(意見)</p> <p>農地集積協力金事業の成果指標として、現状、人・農地プランの取組市町村数を採用しているが、農地集積協力金の目的が、地域の中心となる経営体への農地集積の促進にあることからすると、農地集積協力金の交付によりどれだけ農地集積を図れたかが成果としてより適切と考えられる。</p> <p>そのため、農地集積協力金の成果指標として、例えば農地集積面積を採用することがより適切であると考えられる。</p>	<p>地域集積協力金は人・農地プランを策定した地域に対して交付されるという制度であることから、人・農地プランの取組市町村を成果指標としてきたが、農地集積協力金事業は本来農地集積を目標とするものであることから今後は農地集積面積を指標とする。</p>
		6. 農村地域の活性化事業に係る監査の結果及び意見	
担い手・農地マネジメント課(旧地域農政課)	117	<p>(1) 耕作放棄地解消目標の設定状況について(意見)</p> <p>耕作放棄地が増加する中で、耕作放棄地を解消するための「戦略目標」としての数値目標が未設定であり、「取組目標」も明確化されていない。</p> <p>奈良県の農業振興を図るに足る必要耕作面積をもとに、「戦略目標」としての耕作放棄地解消目標面積を設定し、これを毎年の「取組目標」としてブレークダウンし、かつPDCAサイクルの実施が望まれる。</p>	<p>これまで耕作放棄地を解消するため様々な取組を行ってきた。これらに加えて、平成26年度に創設された農地中間管理事業を実施し、担い手への農地集積を推進する中で耕作放棄地の解消にも併せて取り組む。</p> <p>また、農地マネジメントの推進に当たり必要耕地面積を設定するとともに、耕作放棄地の解消目標数値についても設定を検討する。</p>
		(2) 県営ほ場整備事業	
農村振興課	120	<p>④ 県営ほ場整備事業における事後評価について(意見)</p> <p>一定規模以上の県営ほ場整備事業については、事業効果の発現状況を含む事後評価を実施するとともに、現状や課題を常に把握し、PDCAサイクルを徹底することが望まれる。</p>	<p>国では、県営事業等の国庫補助事業について、一定規模以上の地区を選定し、関係府県の協力を得て事後評価を実施しており評価結果を公表している。</p> <p>県においても、公共事業の事後評価を事業規模及び事業特性等を考慮して実施しており、PDCAサイクルの徹底を図っているところ。</p>
		(3) 地籍調査事業	
担い手・農地マネジメント課(旧地域農政課)	123	<p>② 謝金の実績確認について(意見)</p> <p>各市町村の実績報告書における立会謝金について「報償費」の総額が記載されているのみで、謝金単価、対象人数及び立会の実績について詳細な記載がなされていない。</p> <p>謝金金額の合理性を担保するため、確認内容をまとめた調書等の入手が望まれる。</p>	<p>市町村から提出される実績報告書の審査にあたって、ヒアリングで報償費の実績も含め、報告内容と根拠資料の整合性を確認し、その結果を「事務検査」として記録していたところであるが、意見の趣旨を踏まえ、対象人数及び立会の実績等について、平成26年度の実績報告から記載項目として加えている。</p>

局・課・(室)名	頁	監査結果 / 監査の結果に添える意見	措置内容等
		(4) 鳥獣被害防止整備事業	
農業水産振興課	125	② 食肉加工処理施設について（意見） 五條市は、捕獲した鳥獣の食肉加工処理施設を建設するため、市が19,033千円負担するとともに、県では20,280千円を補助する。 効率的・効果的な資産利用という観点からは、加工処理個数を増加させ、一定の販売額を確保することが重要と考えられる。 そのためには、食肉加工処理施設と飲食店や小売店とのマッチングやトレーサビリティシステムの導入状況等、市のジビエの需要拡大及び安全な供給を図る取組状況について把握するとともに、食肉加工処理施設の稼働状況について定期的にモニタリングすることが望まれる。	五條市の食肉処理加工施設については、トレーサビリティの取り組みとして、個体識別するロット番号を製品シールとして貼付するとともに、食肉サンプルの冷凍保存を行う予定。また、ならHACCPの導入も検討している。今後もソフト面での支援を継続したいと考えている。また、稼働状況についても、処理頭数や販売数量について、経時的に報告を求める予定である。
		(5) 適正放流促進事業	
農業水産振興課	128	③ 実績報告の確認方法について（結果） 計算根拠の合計額と実績報告書の金額との間に不一致が生じていた。また、実績確認も不十分であると考え。実績報告書の正確性の検証という観点から、今後はすべての補助対象団体から請求書入手し、実績報告書との整合性を確認すべきである。	平成27年度事業については、補助対象団体から請求書入手し、実績を確認し、当該報告書に請求書の写しを添付させている。今後も同様に確認する。
農業水産振興課	128	② 補助対象経費の範囲について（意見） 適正放流促進事業補助金交付要綱において、補助対象となる付帯事務費について具体的に明記することが望まれる。	適正放流促進事業補助金交付要綱を改正し、補助対象となる付帯事務費について明記した。
	129	④ 事業成果指標の設定について（意見） 内水面漁業の振興を図るための成果指標としては、アユの漁獲量を採用することがより望ましいと考える。	成果指標としてアユの漁獲量を採用することとした。
		(6) 大和平野土地改良事業管理費補助事業	
農村振興課	131	② 補助対象経費の最終確定値の確認について（意見） 補助金交付後、最終確定前の収支精算書の金額と最終確定後の金額との相違内容及び決算書と整合していることを確認した調書を改めて作成することが望まれる。	平成26年度において内容を確認し調書を作成した。
		(7) ため池防災対策等推進事業	
農村振興課	133	② 水土里情報システムへのため池調査情報入力について（意見） ため池調査結果のデータベースでの一元的な管理及びリースしたパソコンの効率的使用の観点からは、生駒市及び五條市に対して当事業結果の水土里情報システムへの入力をさらに働きかけることが望まれる。	五條市は平成26年度においてデータ入力を実施済み。 生駒市については、今後データをもらい入力を行う。
		7. 財団法人奈良県農業振興公社（現：公益財団法人なら担い手・農地サポートセンター）に係る監査の結果及び意見	
		(4) 保有土地の評価について	
担い手・農地マネジメント課（旧地域農政課）	140	① 減損処理の一部未実施について（結果） 事業用地について、平成26年度に県に売渡予定の農地を除き、賃貸中の土地や販売可能性の極めて少ない山林等については、本来、固定資産として区分すべきである。 固定資産の評価について現状時価評価しているのは「山林等」のみであり、「農地」についても該当する場合には時価評価する必要があり、その場合、固定資産の減損損失を計上する必要がある。	平成26年度決算において、賃貸中及び販売可能性の極めて少ない山林等について固定資産に区分するとともに、農地についても減損損失を計上した。

局・課・(室)名	頁	監査結果 / 監査の結果に添える意見	措置内容等
	141	③ 移転登記の未実施について (結果) 所有権移転登記手続が未了の土地があるため、改めて事実関係を確認するとともに、所有権移転にかかる所要の手続等を行う必要がある。	所有権移転手続を早急に完了させる。
担い手・農地マネジメント課 (旧地域農政課)	135	(1) 研修事業と農業大学の教育研修コースの在り方について (意見) 担い手育成確保支援事業について、研修事業を効果的・効率的に実施する観点からは、農業大学校に集約すべきと考えられる。 研修事業に関するノウハウや既存設備の利用、あるいは、研修講師派遣等の共有という観点から、農業大学校との連携を強化し、効率的に運用していくことが必要と考える。	なら担い手・農地サポートセンターが保有するビニールハウス等の資産を活用した教育研修事業について、農業大学校との連携を検討する。
	136	(2) 農業人材活用事業について (意見) ① 農作業労働支援事業 試行段階の事業についても、目標等を明確にし、毎年PDCAサイクルでチェックを行い、事業の継続の是非を判断すべきであると考ええる。	試行段階において一定の成果があったが、課題も明らかになった。試行の結果を踏まえてより効果的な方法を関係機関と連携して検討する。
	138	② 耕作放棄地再生事業 県でも耕作放棄地を再生するための同様の補助事業を行っているが、効果的・効率的な執行という観点からは、両事業の連携をより強化したうえで、将来的な事業統合を検討する必要があると考える。	試行段階において一定の成果があったが、課題も明らかになった。試行の結果を踏まえてより効果的な方法を関係機関と連携して検討する。
	138	③ 無料職業紹介事業 当該事業については、その進捗を確認するとともに、将来的な展開や目標を明確にして、事業目的が達せられないと判断される場合には、すみやかに見直しを行うことが必要である。 さらに、農業施策における県の窓口サービスを一元化しているのであれば、当該窓口サービスとハローワークが連携することによって農業関係の雇用の流動化を図ることなど、より大規模な農業に関する雇用施策を展開すべきであると考ええる。	平成26年度に一定の事業実績があり、引き続き事業の広報に努める。また、費用対効果の観点からハローワークとの連携も含めた事業の継続について検討する。
	139	(3) 就農支援活動事業 (青年農業者等就農支援事業) について (意見) 効果的・効率的な執行という観点からは、同相談事業についての窓口の統一化を図ることを検討すべきである。	農地中間管理機構としての機能を発揮し、農地に関する相談に重点を置いて対応していく。
		(4) 保有土地の評価について	
	141	② 低価法の一部未実施について (意見) 県に平成26年度に売却する予定の農地については、平成25年度末時点で具体的な事業計画に関する議会の承認を得ていることから、この時点で評価損の額を合理的に見積もることができたとすれば、平成25年度決算で棚卸資産に区分と判断することができたとはいえ、低価評価損を計上することが望まれる。	資産の区分は、その処分の確定をもって変更することとしているが、意見の趣旨を踏まえ適切な変更時期について検証していく。

局・課・(室)名	頁	監査結果 / 監査の結果に添える意見	措置内容等
		第5. 出先機関、外郭団体等	
		1. 農林振興事務所	
北部農林振興事務所 東部農林振興事務所 (農林部企画管理室)	150	① 備品や消耗品等の適切な管理について ア) 備品や消耗品の台帳と現物の不一致について(結果) 備品や消耗品の台帳と現物の不一致について、適時・適切にその要因を把握し、網羅的かつ正確に管理簿へ登録する必要がある。	(北部農林振興事務所) 備品および消耗品の不一致については、新世紀統合財務システムのシステムバグに起因するものであったが、平成27年2月2日にバグ対応が終了したのを受け、物品管理システムの消耗品台帳データを現物数に修正した。
東部農林振興事務所 (農林部企画管理室)	151	イ) 不用備品等の速やかな除却について(結果) 経年劣化が激しい備品等について、規則や通知に従い、適時に所属長の決裁を得たうえで、除却手続き等を実施する必要がある。	(東部農林振興事務所) 備品管理簿及び消耗品管理簿と現物との照合確認を順次行い、現物がないもの及び不用な備品等については廃棄処分の手続きを行うとともに、管理簿との不一致について確認出来たものから順次網羅的に修正を行っている。 今後は、適時・適切に管理簿へ登録するとともに、備品等管理シールを貼付することにより適切に管理を行う。
北部農林振興事務所 (農林部企画管理室)	152	エ) 自動車使用簿の適切な管理について(結果) 「平成26年度 自動車使用併用報告書」を閲覧したところ、課等の長及び安全運転管理者の承認欄に押印が漏れているものが一部確認された。 制度上運転者は当該安全運転管理者に承認を受ける必要があると取り決められている以上、適切に遵守する必要がある。	押印漏れが無いように実施済み。
東部農林振興事務所 (農林部企画管理室)	152	オ) 切手の適切な管理について(結果) 郵便切手等交付簿を閲覧したところ、9~11月末に所長の承認に関する押印がなされていなかった。 郵便切手等交付簿の受払について所長の検印を適時に得る必要がある。 なお、県においては、切手を郵便切手等交付簿により合計金額ベースで管理されているが、今後、切手の使用実績をより適切に管理するためには、総額管理ではなく枚数管理を行うことが望ましい。	郵便切手等交付簿の受払については、毎月末に残高確認を行い、所長の検印を得ている。 また、郵便切手の管理について、郵便切手等交付簿のほか補助簿として切手在庫整理表による枚数管理を行うこととした。
北部農林振興事務所 東部農林振興事務所 (農林部企画管理室)	152	ウ) 備品等の実査の実施について(意見) 保有している備品や消耗品について、備品等管理シールを貼付するとともに、定期的な実査を行うことが望まれる。	今後は、備品管理簿等との照合を行ったうえで備品管理シールを貼付し、定期的な実査を行う等適切に管理する。
東部農林振興事務所 (農林部企画管理室)	153	② 随意契約理由の見直しについて(意見) 東部農林振興事務所の委託契約一覧を閲覧した結果、地方自治法施行令第167条の2第1項第7号(時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき)を用いた随意契約がなされていたが、より実態を反映している同2号(その性質又は目的が競争入札に適さないもの)を適用することが望ましい。	今後は、当該委託事業の趣旨等に鑑み、より実態を反映している要件を適用する。
		2. 農業大学校	
担い手・農地マネジメント課(旧地域農政課)	157	① 毒劇物の保管管理について(結果) 実習中に毒劇物が保管されているロッカーの施錠状況を確認したところ、ロッカー扉が施錠されていなかった。毒劇物が保管されている部屋にも施錠がされていなかったため、一時的ではあるものの十分な保管管理が行われているとは言い難い状況であった。 任意の毒劇物を使用している時点でも、それ以外の毒劇物が保管されているロッカーの施錠を行うべきである。	毒劇物が保管されているロッカーの施錠を毒劇物を使用している実習時も確認し行っている。
担い手・農地マネジメント課(旧地域農政課)	157	② 固定資産の管理シール貼付について(意見) 備品等の固定資産について、管理番号を特定するためのシールを貼付していないものが確認された。 備品管理簿に記載されている備品について、備品等管理シールを貼付することが望まれる。	備品管理簿に記載されている備品について、桜井市池之内への移転を踏まえ、シール貼付の確認を行っている。

局・課・(室)名	頁	監査結果 / 監査の結果に添える意見	措置内容等
		3. 奈良県農業総合センター（現 奈良県農業研究開発センター）	
農業水産振興課	163	① 備品の管理について（意見） 備品管理簿の備品管理番号と備品現物に貼付している備品管理番号が異なり、現物と備品管理簿を紐づけることができなかつたため、整合させることが望まれる。	平成28年秋頃の桜井市池之内への移転を踏まえ備品の現物と備品管理番号を照合し、備品管理簿と整合する作業を行っている。
		4. 奈良県畜産技術センター	
畜産課	173	② 公用USBメモリの適切な管理について（結果） 公用USBメモリ持ち出し記録簿を閲覧したところ、返却確認日の記載漏れが2件、及び確認押印漏れが1件確認された。 管理要領に従い、適切に管理を行うことが必要である。	記載漏れ、確認押印漏れの無いよう、今後、適切な管理に努める。
	173	③ 日々雇用職員の出勤簿の適切な管理について（結果） 出勤簿を閲覧したところ、日々雇用職員の振替休日の押印がなされていない箇所が散見された。 勤怠状況が出勤簿上明確にわかる形で適切に管理する必要がある。	日々雇用職員の日直及び振替休日の割り振りは2か月毎に研究開発第一課で作成しており、その際に総務課で出勤簿の整理もおこなっているが、急な振替休日の変更に対応しきれず、出勤簿に空欄が生じていたもので、以後、課間の連絡を密にし、適切に処理している。
	173	④ 医材受払簿の適切な管理について ア) 台帳と現物との不一致について（結果） 医材受払簿をもとにサンプリングによる実査を行ったところ、残高と現物が不一致であった。 また、CTC可溶散に関しては、当該使用の日付と摘要のみが記載された形となっており、使用本数及び残高の記載がなされていなかった。 医材受払簿の適切な管理を徹底する必要がある。	医材受払簿の残高と現物の不一致は記載漏れがあった事によるものであった。今後は、遅滞なく記載するとともに、使用本数及び残高を受払簿に記載し、適切な管理を行う。
	174	イ) 実査証跡について（結果） 医材受払簿をもとに棚卸を実施しているとのことであるが、当該証跡が残されていなかった。 医材受払簿上の残高と現物の数量を突合した証跡を残す必要がある。	今後は、受払簿上の残高と現物を突合した証跡を遅滞なく記載し、適切な管理を行う。
	174	⑤ 備品等の適切な管理について ア) 備品管理簿の除却漏れについて（結果） 備品が廃棄済みに関わらず、備品管理簿から除かれていなかった。 廃棄を行った場合には、適時・適切に備品管理簿に反映する必要がある。	実際は平成24年度に廃棄していた備品が、物品管理システムの確定処理に漏れがありシステム上の除却処理が徹底されていなかった。会計局と協議し、物品管理システム上再度、廃棄の処理を行った。今後、適時、適切な備品管理に努める。
	171	① 中長期的な数値目標を踏まえたあり方の検討について（意見） 奈良県家畜保健衛生所については各関係機関との連携及び役割分担を図った上で、具体的な数値目標を掲げた中長期的な計画を策定することが重要である。また、そのモニタリングを通じて、課題の重点化や効率化によるコスト削減を進め、奈良県家畜保健衛生所の果たすべき役割・あり方を継続的に検討していくことが望まれる。	畜産振興に関する目標数値や中長期計画の策定については、生産者の動向を見ながら行政と連携する必要があると思われる。現在、行政、家畜保健衛生所と一体となったプロジェクトチーム立ち上げ、継続的に検討をおこなっているところ。

局・課・(室)名	頁	監査結果 / 監査の結果に添える意見	措置内容等
	175	⑤ 備品等の適切な管理について イ) 備品等の実査証跡について (意見) 備品管理簿と現物が一致しているか実査により確認しているとのことであるが、当該証跡が残されていなかった。また、備品等管理シールを貼付していないものが散見された。 備品等管理シールを貼付するとともに、実査の証跡を残すことが望まれる。	今後は、備品管理簿と現物の確認には証跡が残るように実施する。また、貼付漏れのあった備品に対しては、即刻備品等管理シールの貼付を行った。
		5. 奈良県家畜保健衛生所	
畜産課	181	③ 預金通帳と印鑑の適切な管理について (結果) 金庫内を確認した結果、預金通帳とそれに対応する印鑑が保管されていた。 同じ金庫内で管理をすると不正による預金引き出しのリスクが高まるため、通帳と印鑑はそれぞれ別々に保管する必要がある。	今後は、預金通帳と印鑑は施錠できる保管庫に別々に保管を行い管理する。
	182	⑥ 毒劇物等の適切な管理について ア) 毒劇物の適時適切な廃棄について (結果) 長期間使用されずに保管されている薬品について、使用しないと見込まれる場合は、適時適切に廃棄する必要がある。	劇毒物の廃棄については、適時、処理業者に依頼する。
	183	イ) 毒劇物の現物と台帳の不一致について (結果) 現物の使用量と一致していない劇物が存在しており、適切な台帳管理を行う必要がある。	奈良県家畜保健衛生所毒物劇物危害防止規程 (平成27年6月22日付) を作成した。台帳管理を含めた毒劇物の適切な取扱いのための遵守事項を定め、管理を実施する。
	183	ウ) 毒劇物の危害防止規程の整備・適切な運用について (結果) 毒劇物等の危害防止規程が整備されていないので、法に沿って、適切に規程を整備し、適切に運用する必要がある。	奈良県家畜保健衛生所毒物劇物危害防止規程 (平成27年6月22日付) を作成した。今後は、適切な運用を行う。
	183	⑦ 薬剤等の適切な管理について ア) 棚卸の証跡等について (結果) 管理簿を調査したところ、牛コロナワクチン (不活化) について、台帳上9月末残高が記載されておらず、また、当該管理簿上では棚卸を行ったとする証跡が見受けられなかった。 使用状況を適時・適切に管理簿へ記載するとともに、生物学的製剤管理簿に証跡を残す必要がある。	日々の使用状況は、予防接種実施簿・精密検査簿で管理し確認を受けている。その使用状況を生物学的製剤管理簿で月ごとに管理しており、その管理簿の様式を管理担当者だけでなく上司の確認を受けるように変更する。
	184	⑧ 適切な防犯等の管理態勢について ア) 施錠管理について (結果) 注射器等の消耗品を保管している棚等に関しては、施錠されていなかった。 施錠等適切な管理を検討する必要がある。	注射器等の消耗品の保管棚は、使用後は施錠を行い管理する。業務担当者に周知徹底する。
	184	イ) 毒劇物保管室の鍵の適切な管理について (結果) 毒劇物が保管されている部屋は施錠されていたが、その鍵は施錠されていない別の部屋に劇毒庫鍵管理使用簿とともに壁に掛けられていた。 鍵を日中職員がいる執務室等で管理するなど、毒劇物保管室の鍵の適切な管理を徹底する必要がある。	今後、劇毒物保管室の鍵は、事務所で管理を徹底する。

局・課・(室)名	頁	監査結果 / 監査の結果に添える意見	措置内容等
	184	ウ) 適切な金庫による管理について (結果) 金庫はダイヤルと鍵による二重施錠タイプであり、監査時は施錠出来ない状態であった。 速やかに施錠を行うか、施錠の出来る金庫へ入れ替える必要がある。	今後は、鍵及びダイヤルで施錠を行い管理する。
	185	⑨ 備品等の適切な管理について イ) 備品の適時適切な廃棄について (結果) 現在は使用されていない機材が多数保管されていた。 不用資産を把握・整理し、廃棄にかかる費用を見積もったうえで、廃棄計画を策定し、適時適切な廃棄を行うことが必要である。	電子台帳と現品を突き合わせ現品に電子台帳番号を付すとともに、使用していない不用財産を把握・整理を行った。今後は、廃棄にかかる費用を見積もったうえで、廃棄計画を策定し、適切な廃棄を行う。
畜産課	180	① 中長期的な数値目標を踏まえたあり方の検討について (意見) 奈良県家畜保健衛生所については各関係機関との連携及び役割分担を図った上で、具体的な数値目標を掲げた中長期的な計画を策定することが重要である。また、そのモニタリングを通じて、課題の重点化や効率化によるコスト削減を進め、奈良県家畜保健衛生所の果たすべき役割・あり方を継続的に検討していくことが望まれる。	今まで予測困難であったため、数値目標は立てられなかったが、コスト削減のためには中長期の数値目標は必要だと考える。そのため、関係機関と連携を深め家畜保健衛生所のありかたの検討を進めている。
	181	② 釣り銭の適切な管理について (意見) 金庫に保管されていた釣り銭袋を確認したところ、職員個人の私金 (2,880円) が含まれていた。 釣り銭目的以外の職員個人の資金が金庫に保管されることは望ましくなく、適切に管理することが望まれる。	今後は、金庫のつり銭に私金が混在しないよう、十分に注意を払い適切に管理する。
	182	④ 現金の即納制度の運用について (意見) 現金収納されている手数料の単価が数十円のものもあり、1日の収入金額も数百円程度の時も多々ある。こういった少額の収納があったとしても即日銀行へ入金が必要であり、人員に限られている中、年間にすると相当の時間・コストを入金業務に割かれているとのことであった。 少額の入金をするために、それ以上のコストを割くのは経済性の観点からみて合理的ではなく、後述する全般的な管理態勢への対応を行ったうえで、柔軟な対応が出来るように検討する余地があると考えられる。	奈良県会計規則に従い、額の多少に関わらず現金を収納した場合は、特別の事情のない限り即日当該現金を指定金融機関に払い込んでいる。
	182	⑤ 切手の適切な管理について (意見) 切手の管理について、担当者1人で記帳・実査がなされており、また、金種別の枚数ではなく総額で管理されていた。 切手は換金性が高いため、金種ごとの枚数管理を行った上で、担当者以外の職員による定期的な確認を行うことが望まれる。	切手の現物と台帳の整合について、毎月担当者による検収を実施し、管理職の承認を受け、その証跡を残すこととした。 残高精査のため、金種毎の枚数管理を行い、適切な管理に努める。
	185	⑨ 備品等の適切な管理について ア) 実査の証跡について (意見) 備品等に関しては、毎年実査を行っているとのことであったが、台帳上にそれを示す証跡が確認できなかった。 証跡を残すことが望まれる。	備品の実査の方法は、電子台帳を基に証跡を残せる方法に改良を行った。

局・課・(室)名	頁	監査結果 / 監査の結果に添える意見	措置内容等
		6. 奈良県中央卸売市場	
マーケティング課	198	③ 不動産の登記漏れについて (結果) 過年度包括外部監査の指摘事項である未登記不動産及び、指摘後取得した不動産等について登記がなされていないため、規則に従い適時かつ適切に登記を行う必要がある。	指摘のあった未登記の不動産全てについて平成27年8月26日付けで登記を完了した。
	199	④ 原状変更に係る承認について (結果) 未承認の原状変更が散見された。原状変更は奈良県中央卸売市場による承認が必要であることを周知徹底し、未承認の原状変更は撤去するよう指導すべきであり、それでもなお拒否するなど悪質な場合は、施設の返還を求めらるべきである。	従前より、未承認の案件について過去の経緯等を含め調査のうえ指導を行い、撤去したところもあるなど順次改善を進めてきたところである。引き続き、現状変更承認に係る周知徹底を図りつつ、未承認案件については、平成27年度末を目途に指導を行い、なお改善されない場合は、撤去等により改善されるよう取り組んでいく。
マーケティング課	196	① 中長期的な数値目標を踏まえたあり方の検討について (意見) 県ではこれまで市場運営協議会等を通じて奈良県中央卸売市場の将来のあり方について検討を行い、また、今後、中央卸売市場の規模、機能等そのあり方を検討することとしているが、これに係る具体的な数値目標はない。 市場の活性化のためには、関係事業者の取組みに対する目標やその検証をするとともに、必要な機能やコストを正確に把握した上で、具体的な数値目標を掲げた中長期計画を策定し、そのモニタリングを通じて、投資分野の重点化や効率化によるコスト削減を行い、市場改革をより実効性のあるものにする必要がある。	市場では、平成27年6月から「将来ビジョン検討会議」を設置し、場内事業者とともに市場の将来について検討を始めたところである。この会議では、市場活性化のための関係事業者の取組や必要な施設・機能等についても検討することとしており、その内容等も踏まえ、取扱量等の具体的な数値目標を掲げた中長期計画を策定していく。
	197	② インセンティブのある繰出金基準の検討について (意見) 繰出金を実質的な収支差をもとに計算するのではなく、その経費の性質を適切に分類したうえで算定することで、経営改善やサービスの向上、事務効率化などへのインセンティブが働くようにする必要が考えられる。	総務省が定める地方公営企業繰出金の基準に沿って、さらなる経営改善やサービスの向上、事務効率化などの取組を進めながら検討していく。
	201	⑤ 施設使用料減免の根拠等について ア) B棟増設部分の今後のあり方について (意見) 冷蔵庫棟(増設B棟)について減免がなされているが、同棟のSF級・F級冷蔵庫を、毎年多額の費用をかけて保有し続ける理由を明確にした上で、不採算であると判断されているB棟増設部分に関して、いつまで減免を続けるのか、今後のあり方も含め検討すべきと考えられる。	市場では、平成27年6月から「将来ビジョン検討会議」を設置し、場内事業者とともに市場の将来について検討を始めたところであり、この会議において将来の冷蔵庫施設のあり方を検討していく。また、使用料減免の額や期間についても、現在、この施設の利用者が取り組んでいる収益改善の取組の状況等も勘案しながら、判断していく。
	202	イ) C棟、関連卸協同組合倉庫及び青果水産新加工場にかかる減免の根拠について (意見) 冷蔵庫棟(C棟)は各会社が、それぞれ自ら資金調達の上建設し県に寄付していること、及び本来県が行うべき施設の維持管理修繕をそれぞれの団体が行っていることを理由として、減免が行われている。 しかしながら、平成26年度現在の減免総額は、維持管理修繕経費を加味しても、近い将来取得価額を超えることが予測される。このことから、取得価額及び維持管理修繕経費を超える部分について、それぞれの施設に関する減免の実施の有無及び実施する場合には、あらかじめその根拠を明確にしておく必要がある。	指摘の施設にかかる減免については、それぞれの減免総額が、取得価格に維持管理修繕費用を加味した額を上回る前に、減免の継続の有無、継続の場合その根拠について明確にしていく。

局・課・(室)名	頁	監査結果 / 監査の結果に添える意見	措置内容等
		7. 公益財団法人 奈良県食肉公社	
畜産課	214	③ 貸付先の適切な債権評価や定期的なモニタリングについて（結果） 奈良県食肉公社は、平成26年2月に貸付金及びこれまで延滞されていた施設の賃貸料相当162百万円を無利息・5年据置・それ以降65年間の分割返済で貸し付けている。 ここで、貸付先の直近の財政状態及び経営成績を確認し、より慎重に債権評価を実施する必要があると考えられたが、奈良県食肉公社では、貸付先の財政状態及び経営成績の定期的なモニタリングを行っていなかった。 同公社は、債権者として貸付先へのモニタリングを定期的に行うべきであるとともに、会計基準に従って債権を適切に評価する必要がある。	公社は、貸付先である食肉会社の運営状況について日常業務の中で日々モニタリングを行っているが、今回の指摘については、定期的なモニタリングの記録が残されていないとの趣旨と認識。今後は定期的なモニタリングに努め、記録として整理する中で、さらに食肉会社の運営状況の把握に努めていく。
	215	④ 固定資産の適切な管理について ア) 固定資産計上基準の遵守について（結果） 奈良県食肉公社では法人税法の規程を準用し、20万円以上を固定資産として資産計上し固定資産台帳上の管理をしているが、取得価格が20万円未満であるにもかかわらず、溶存酸素計（金額124,950円、耐用年数3年）を固定資産として計上しており、その理由も明確ではなかった。 会計規程を遵守し、会計処理を行うことが必要である。	包括外部監査実施時点では理由が明確ではなかったが、溶存酸素計（金額124,950円、耐用年数3年）を固定資産として計上していたのは、法人税法上の規程改正により、10万円以上を固定資産として計上する必要が生じたため。 今後も、法令及び会計規程を遵守し、会計処理を行っていく。
	215	イ) 固定資産の実査証跡について（結果） 奈良県食肉公社では構築物、機械及び装置、工具器具備品等をまとめて固定資産台帳で管理しており、当該固定資産に対して毎年実査を行っていることであったが、固定資産台帳上にそれを示す証跡が見当たらなかったため、証跡を残す必要がある。	実査証跡を残すよう台帳整備した上で、現物調査を行った。また、各機械、工作物等の特定に必要な管理カードを貼付することとした。 今後は、定期的に現物調査を行い、適正な固定資産の管理に努める。
	215	ウ) 固定資産の適時・適切な除却について（結果） 溶存酸素計（平成11年8月30日取得、簿価3,749円）など、使用見込みのない固定資産が長期間放置されていたが、除却処理等されていなかった。 使用見込みのない固定資産については、適時・適切に除却処理を行う必要がある。	現物調査を行った結果、使用見込みのない当該溶存酸素計及びその他2件の固定資産について、除却処分を行った。 今後は、固定資産の適切な管理を行い、適時に除却処理もしくは修繕など必要な処理を行う。
	216	⑤ 金庫内の適切な管理について（結果） 金庫内を観察したところ、私物の金券が確認された。また、預金通帳とそれに対応する銀行印が同一の金庫に保管されていた。 私物の金券については適切に処理するとともに、盗難防止の観点から、通帳と銀行印はそれぞれ別々に保管するといった方法で金庫内の適切な管理を行う必要がある。	私物の金券については、本人の持ち物であることを確認のうえ、個別に管理させることとした。 今後は、通帳と銀行印の保管を別々に行い、盗難防止を図るなど金庫内の適切な管理に努める。
	216	⑥ 切手、収入印紙の適切な管理について ア) 現物と台帳の不一致について（結果） 台帳と現物の合計金額が一致しているかを確認したところ、切手に関しては現物の合計金額よりも台帳上計上されている金額が716円過小であり、逆に、収入印紙に関しては現物の合計金額よりも200円過大に計上されていた。原因不明のことである。 当該差異の原因を速やかに調査するとともに、適切な切手、収入印紙の管理を行う必要がある。	原因調査の結果、切手は返信用として同封したものが返送された等の台帳記載もれ、収入印紙は使用1件の台帳記載もれによるものと判明したため、台帳を整備した。 今後は、記載漏れ等がないように、担当者による検収及び管理職による承認を毎月行い、適正な管理に努める。
	217	⑦ 嘱託職員や日々雇用職員の出勤簿の適切な管理について（結果） 出勤簿について、職員が出勤したことを示す押印が漏れている箇所を確認した。 適切に管理する必要がある。	出勤簿の押印漏れについては、管理職が確認し、整理を行った。 今後は、職員に押印の徹底を図るとともに、管理職が毎日出勤簿の確認を行い、適正な事務執行に努める。

局・課・(室)名	頁	監査結果 / 監査の結果に添える意見	措置内容等
	213	<p>① 中長期的な数値目標及びそのモニタリングによる改革の推進について（意見）</p> <p>県では奈良県食肉センターのあり方の検討を行った結果、と畜業務を奈良県食肉公社による運営にするなどの改革を進めているが、この点について、具体的な取り組み方針や数値目標が明確になっていないため、県は、目標設定、進捗状況の把握等により同公社のより効率的な運営を推進し、運営補助金等の公的負担を最小限にしていくとともに、併せてその透明性も高めていく必要があると考える。また、設備更新等についての総合的な将来見通しや優先性、効果性を見据えた投資計画についても明確にする必要があると考える。</p>	<p>奈良県の畜産振興を促進し、生産頭数を拡大をすることで事業収益の増を目指すとともに、計画的に人件費を削減することでさらにコスト削減をめざす。</p> <p>また、衛生管理をさらに徹底し、引き続き県民に安全で安心な食肉の安定供給を継続的にこなえるよう計画的に設備更新にも取り組んでいく。</p>
	214	<p>② インセンティブを与えられる予算制度の検討について（意見）</p> <p>目標管理制度を設定し、自己努力による利益部分は原則として、奈良県食肉公社が独自に投資を行うことが出来るといったインセンティブのある仕組みを作ることで、県及び奈良県食肉公社両者にとって、より一層改革を推し進めることができるようにすることが必要であると考えられる。</p>	<p>家畜伝染病の流行や、自然災害の発生等により事業収益は年度ごとに安定しない状況にある。奈良県の畜産振興を促進することで収益増を目指すとともに、さらなるコスト削減を図ることで一層改革を推し進めていく。</p>
	216	<p>⑥ 切手、収入印紙の適切な管理について</p> <p>イ) 実査の証跡等について（意見）</p> <p>毎月担当者が1人で現物の合計金額と台帳上計上されている金額の整合性を確認しているとのことであったが、切手や収入印紙の台帳を閲覧したところ、実査の証跡が見当たらなかった。また、管理方法については、総額で管理されている。上長等の承認を受け、当該証跡を残すとともに、金種ごとの枚数管理を行うことが望ましい。</p>	<p>切手、収入印紙の現物と台帳の整合について、毎月担当者による検収を実施し、管理職の承認を受け、その証跡を残すこととした。</p> <p>残高精査のため、金種毎の枚数管理を行い、適切な管理に努める。</p>
		8. 奈良県農業協同組合（JAならけん）	
農業経済課	226	<p>① JAならけんへの検査結果に対する指導強化について（意見）</p> <p>県の農協検査に対して、指摘事項が長期解消されていないものが散見される。長期間指摘事項が改善されないという状況は問題であり、JAならけんへの指導をより一層強化し、早期に解決するように指導する必要がある。</p>	<p>JAならけんの経営陣や担当部署とのヒアリングを通じて、JAならけんが実施する改善対策の実施状況等の検証を行い、指摘事項の改善を強く促しているところである。今後も、継続的に指摘事項の確認を行うとともに、的確な検査、指導を実施していく。</p>
企画管理室	227	<p>② JAならけんと連携強化について（意見）</p> <p>奈良県とJAならけんは両者ともに影響力があり、一部の事業による連携だけではなく、奈良県全体の農業政策の発展に向け、お互いの目標や役割を共有しあい、定期的な意見交換や進捗状況の確認といった連携をより一層強化していく必要がある。</p>	<p>現在でも農林部各課所管の審議会等の委員の多くにJA関係者に参画してもらい、県に対して色々のご意見をいただいている。また、JAならけんの意思決定機関である経営管理委員会に農林部長が委員として参画し、定期的に県との連携を図っている。</p> <p>県農林行政とJAならけんとは、農業政策発展のためには、協同で各種施策を推進していく必要があるため、今後もより一層連携を強化していきたい。</p>